

事務連絡
令和6年6月19日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局
医事課医師等医療従事者働き方改革推進室
地域医療計画課

医師の働き方改革の施行後調査等の実施について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、令和6年4月1日の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始に向け、各都道府県における医療機関の準備状況等の適切な把握のために「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（以下「準備状況調査」という。）を5回にわたりお願いしてきたところですが、令和6年4月1日の改正医療法施行に伴い、各医療機関や地域医療体制の実態を把握すること等を目的に、今回、施行後調査として、貴管内の医療機関の医師の働き方改革の施行後の状況等について下記のとおり調査を行うこととしますので、御了知いただくとともに、貴管内関係団体、関係機関等への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 医師の働き方改革の施行後調査の実施について

（1）第1回調査

【調査期間】

令和6年6月24日（月）～7月25日（木）（提出期限：7月26日）

【調査対象】

- ① 準備状況調査（第5回）で下記いずれかに該当する回答であった医療機関
 - ・医師の働き方改革の施行に伴う診療体制の縮小見込みを「有」とした医療機関
 - ・医師の引き揚げによる診療体制への縮小が見込まれるとした医療機関
- ② 三次救急医療機関、二次救急医療機関（または救急告示医療機関）
- ③ 夜間休日急病診療所・休日急患診療所 等
- ④ 分娩を取り扱う病院・診療所（院長のみが診療を行う診療所を除く。）
- ⑤ ①～④のほか、地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関（院長のみが診療を行う診療所を除く。）

※大学病院本院を除く

【調査項目】

医師への適用水準、医師の時間外・休日労働時間の上限規制の施行による大学病院等からの医師派遣の引き揚げ等の有無、診療体制への影響 等

【調査方法】

上記について、本年7月26日までの間、別添1により集計し、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室までご報告いただきますようお願いいたします。

また、医療機関に向けた調査票の参考例として別添2（電子媒体での回答を想定）、別添3（手書きでの回答を想定）及び別添4（対象医療機関への調査依頼文）を添付しております。別添2及び別添3は同一内容でございますので、対象医療機関が回答しやすい様式を適宜ご活用ください。なお、別添5に別添2を使用した場合の集計方法を含めた貴部（局）への依頼を記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

（2）第2回調査

【調査期間】

令和7年1月15日（水）～2月14日（金）

※ 第1回調査のフォローアップとして実施予定。調査対象、調査項目、調査方法は第1回調査と同一のものを予定。

（3）調査における留意事項等

- 調査の結果は、今後の対応策検討の参考とする予定です。
- なお、回答については、都道府県（各都道府県管下の医療機関の回答に限る。）及び関係省庁を除く外部への提供は行わない予定です（都道府県又は医療機関が特定できない形で結果を公表する場合を除く。）。
- また、各都道府県において調査結果を公表する場合には、事前に厚生労働省への情報提供をお願いいたします。

2. その他各種調査予定について

医師の働き方改革の施行後調査以外にも、別添6のとおり、働き方改革関連の調査を実施させていただきたいと考えており、一部は都道府県を経由して実施する予定であるため、ご協力をお願いいたします。

都道府県を経由して実施する調査の調査項目の詳細については、準備が整い次第追ってお送りいたします。

3. 特定労務管理対象機関の指定状況について

各都道府県の特定労務管理対象機関の指定に関連して、以下について別添7により6月28日（金）までにご報告をお願いします。

- （1）各都道府県では、特定労務管理対象機関の指定状況についてホームページ上で公表されていることと存じますが、リンクの一覧を作成して厚生労働省ホームページにも掲載することを予定しているため、指定結果掲載リンク等についてご登録を御願いたします。

※ 掲載予定厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html

(2) 指定後に特定労働管理対象機関が策定した医師労働時間短縮計画（確定版）の写しについて、ご提供をお願い致します。電子媒体でご提供いただくことを想定していますが、大容量になる等により電子媒体での提供が難しい場合はご相談ください。

※ 各都道府県が設定した提出期限が6月28日（金）以降である場合は、都道府県が受領した後にご提供をお願い致します。

(3) 令和6年4月以降、医師確保や地域医療提供体制の状況の変化等により、新たに特定労働管理対象機関の指定が必要となる見込みの医療機関も実際に出てくると承知しています。つきましては、

① 令和6年6月1日時点で把握している新たな医療機関がある場合には、その名称等

② 迅速な医療機関支援に向けた各都道府県の指定申請予定の把握方法についてご報告をお願いします。

【照会・回答送付先】

厚生労働省医政局医事課

医師等医療従事者働き方改革推進室

メール(回答先) hatarakikata_r@mhlw.go.jp

電話(代表) 03-5253-1111

(内線4416)

課長補佐

瀬部 暁洋